

## 職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準の制定と社内検定認定規定の改正

- 職業能力開発促進法の改正及びそれに伴う省令改正を踏まえ、事業主等の行う検定等の法的位置づけを整理するとともに、社内検定の認定要件の明確化等を図るもの。

	改正前	改正後
法	第51条 技能検定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。	<p>第50条の2 厚生労働大臣は、職業能力検定の振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を定めるものとする。</p> <p>第51条 職業能力検定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>
省令		<p>第71条の2 厚生労働大臣は、当該事業主等の行う職業能力検定について、法第50条の2に規定する基準その他の厚生労働大臣が定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。</p> <p>第71条の3 前条の認定を受けた職業能力検定については、「厚生労働省認定」の表示をすることができる。</p> <p>第71条の4 前2条に定めるもののほか、認定の手續その他の職業能力検定の認定に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>
告示	<p>《社内検定認定規定》</p> <p>① 事業主等の行う職業能力検定(社内検定)に対する厚労大臣の認定</p> <p>② 認定検定は「厚生労働省認定」と表示できる</p> <p>③ 社内検定の認定要件 など</p>	<p>《職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準》</p> <p>法50条の2に基づく基準として、以下を新設</p> <p>①営利を目的としないこと、②経理的・技術的基礎を有すること、③公正な組織の確立等、④客観的な検定基準の整備、⑤技能・知識を検定できる試験方法等</p> <p>《社内検定認定規程》(省令71条の4に基づく告示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社内検定の認定要件として、「職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準」に適合することを加えるほか、既存要件の明確化など</li> </ul>

# 社内検定認定規定の改正の概要

- 職業能力開発促進法の改正及びそれに伴う省令改正を踏まえ、社内検定の法的位置づけを整理するとともに、認定要件の明確化等を行うもの。(平成28年4月1日施行)

## 【改正前の認定要件等】

### (認定要件)

- 検定が労働者の職業能力に対する社会的評価の向上に資すると認められるものであること
- 検定が技能検定を補完するものであること
- 原則として毎年1回以上実施されること
- 検定が直接営利を目的とするものでないこと
- 検定の実施に必要な資産及び能力を有すること
- 検定の公正な運営のための組織が確立され、かつ、検定委員の選任方法その他の検定の実施方法が適切かつ公正であること
- 検定の基準が適切であること

### (認定の取消事由)

- 認定要件に適合しなくなったとき
- 厚労大臣の承認なく検定内容を変更したとき
- 必要な届出・資料の提出を怠ったとき

## 【改正後の認定要件等】

### (認定要件)

- 検定が労働者の職業能力に対する社会的評価の向上に資すると認められるものであること
- 検定が技能検定を補完するものであること
- 原則として毎年1回以上実施されること
- 「職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準」に適合していること
- 学科試験及び実技試験で行われるものであること
- 次のいずれにも適合する計画を定めていること
  - ① 検定実施に必要な職員の確保
  - ② 検定実施に必要な事務所その他の設備の確保
  - ③ 他の業務との区分経理
  - ④ 検定基準・実施方法の定期的な点検
- 合格者に称号を付す場合は、称号が適切であること
- 検定実施者が暴力団等でないことその他検定を実施するにふさわしい者であること

### (認定の取消事由)

- 認定要件に適合しなくなったとき
- 厚労大臣の承認なく検定内容を変更したとき
- 必要な届出・資料の提出を怠ったとき
- 不正手段により認定を受けたとき
- 認定事業主等として適当でなくなったと認められるとき

\* このほか、社内検定の趣旨の明確化(労働者の経済的社会的地位の向上及び社会経済の健全な発展に寄与するものでなければならぬ)、認定事業主に必要な報告を求める根拠規定の整備、認定等に係る公示方法の改正(インターネットその他の適切な方法により公示するものとする)など所要の改正を行う。